

4 京都府内の商業・法人登記事務の取り扱いについて

- 1 京都府内に本店・主たる事務所又は支店・従たる事務所がある会社・法人の登記事務は、平成21年9月14日から、そのすべてを京都地方法務局法人登記部門（京都市上京区）において取り扱っています。このため、登記申請書は、現在は支局・出張所においては受け付けることはできませんので、すべて京都地方法務局法人登記部門に提出してください。なお、申請書の提出は、法人登記部門窓口へ直接提出する方法だけでなく、郵送により提出することもできます。
- 2 京都府内の法人に係る改印届及び印鑑カード交付申請に関する事務については、京都地方法務局のほか同支局・出張所（嵯峨出張所と伏見出張所は除く。）においても取り扱っています。
- 3 登記事項証明書及び印鑑証明書の交付事務は、従前通り取り扱っていますので、登記事項証明書及び印鑑証明書が必要な場合は、最寄りの法務局（支局・出張所を含む。）で請求してください。
- 4 コンピューター登記簿に記載される以前の紙の登記簿は、京都地方法務局法人登記部門が保管していますので、この謄抄本の交付、閲覧は、京都地方法務局証明交付窓口において手続きしてください。
また、登記を完了した登記申請書も京都地方法務局法人登記部門が保管していますので、この閲覧手続きも京都地方法務局法人登記部門に事前確認の上、同窓口において行ってください。
- 5 登記手続案内は、京都地方法務局法人登記部門においてのみ取り扱っています。また、登記手続案内は予約制であり、案内を希望される場合は、事前に予約を行ってください（電話 075-231-0292）。